

## 第6回千葉海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年10月31日（金）午後1時25分から
- 2 場 所 プラザ菜の花4階「楨」
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、  
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 めい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、  
坂本 雅信、篠原 克二郎、本田 直久
- 専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水 産 課 宮嶋課長  
篠原漁業調整班長、五味主査  
原口漁船漁業班長、植木副主査
- 漁業資源課 原課長  
赤羽資源管理班長、辻技師
- 水産事務所 銚子：末永所長  
館山：小宮主査  
勝浦：荒井所長、庄司課長
- 水産総合研究センター 内山主任上席研究員
- 事 務 局 永野副技監、岡村副主幹、高山副主査

### 4 議 題

- (1) 刺し網漁業（まき刺し網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）
- (3) 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について（報告）
- (4) その他

### 5 審議経過

#### 【永野副技監】

それでは、出席予定の皆様はおそろいでございますので、ただいまから第6回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

初めに、石井会長から挨拶を申し上げます。

**【石井会長】**

皆様には、大変お忙しい中、第6回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

朝晩の冷え込む日々も多くなりました。季節の変わり目ですので、皆様には体調を崩されることがないように御自愛いただければと思います。

さて、浜の状況ですが、ノリ養殖について、水産総合研究センターによりますと、10月に2つの台風が通過しましたが、幸い施設に大きな被害等はありませんでした。台風が通過し水温が安定した10月14日頃から育苗が開始され、年内の初摘みを目指して育成中とのことです。昨年に引き続き今期も安定した生産につながることを祈念しております。

さて、本日御審議いただく案件は、まき刺し網漁業の制限措置等、しらうお船びき網特別採捕許可方針について、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等についての3議題になります。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【永野副技監】**

ありがとうございました。

ここで、10月1日付けで事務局に人事異動がございましたので、新たに配属されました職員を紹介させていただきます。

岡村副主幹でございます。

**【岡村副主幹】**

岡村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**【永野副技監】**

ここで、委員の出席状況を御報告申し上げます。

会議に出席できない旨連絡がありました委員は、和田委員、黒沼委員でございます。

委員定数15名のうち13名の出席をいただいておりますので、過半数以上の委員の御出席となりますので、法第145条の規定により本日の会議が成立していることを

御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員から出席できない旨の連絡がございました。

続きまして、議長でございますが、委員会会議規程第3条により石井会長にお願いいたします。

**【石井会長】**

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。佐久間委員と佐藤委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。第1号議案「刺し網漁業（まき刺し網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

**【高山副主査】**

（朗読）

**【石井会長】**

続いて、水産課から説明をお願いします。

**【原口班長】**

刺し網漁業のうちまき刺し漁業については、許可等の有効期間が来年の1月31日に満了するため、その後の許可等の取扱いについて諮問するものです。

初めに、まき刺し網漁業の全般的な状況を説明しますので、資料の5ページを御覧ください。表は、漁業ごとの許可件数及び令和3年度から令和7年度までの5年間の漁獲成績一覧表です。

許可の件数は、令和2年10月現在101隻が許可されております。

外房では春先を中心にブリやマダイを主体に、内房では秋を中心にヒイラギを主体とした操業が行われています。

操業実績は、年により漁獲量は約160トンから780トン、漁獲金額では約8,800万円

から1億6,000万円の実績がありました。

更新に際し、関係漁業者に聞き取りを行ったところ、操業を行っている漁業者は、従来どおりの内容で継続してほしい、実績のない漁業者も、操業に見合う状況になれば操業を再開したいという意思が確認され、許可を継続してほしい旨の強い要望がありました。

県としても、以上の状況から、許可の取扱いについては、従来どおりとしたいと考えております。

第1号議案の内容について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。

新規に許可等をする場合は、漁業法に基づき、「制限措置」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要がありお諮りするものです。

制限措置の内容については、3ページを御覧ください。現行の許可方針を基に制限措置を定めており、(1)の漁業種類は、まき刺し網漁業。(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおり(3)の船舶の総トン数は、10トン以下。(4)の推進機関の馬力数は、定めなし。(5)の操業区域は、下表のとおり。(6)の漁業時期は、周年。(7)の漁業を営む者の資格は、下表のとおりです。表を御覧ください。

表の操業区域、漁業を営む者の資格は、許可方針どおり定めております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、関係する漁協に申請見込み数を確認し、操業区域ごとに要望があった船舶76隻、11隻を合計し、87隻としております。

「許可又は起業の認可を申請すべき期間」については、調整規則第11条にの規定により1か月を下らない範囲とされ、令和7年12月9日から令和8年1月8日までとしたいと考えております。

最後に、「許可の有効期間」については、許可方針どおり5年間とし、許可の日から令和13年1月31日までとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

#### 【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「刺し網漁業（まき刺し網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第1号議案につきましては、県報に公示する必要があるがございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、第2号議案に入ります。第2号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【原口班長】

資料の14ページをお開きください。

しらうお船びき網の特別採捕許可は、九十九里地域の貝けた網漁業者から貝類の不漁対策の要望を受け、既存のしらうお船びき網漁業者及びまき網漁業者との調整の

結果、昭和52年度から毎年度、しらうお資源の調査を目的とした試験操業に対して許可されているものであり、昨年度は海匝、九十九里の各漁業協同組合が許可を受けております。本議案は、当該特別採捕許可の取扱いについて協議するものです。

採捕の状況について御説明します。資料の21ページを御覧ください。表は、令和4年度から令和6年度までの3漁期の採捕結果の推移を示しています。令和6年度漁期は許可隻数42隻のうち40隻が操業しました。昨年度に引き続き、令和6年度も多くの船が採捕期間の開始直後に調査を実施したためです。

水揚量は区域(1)が38キロ、区域(2)が25キログラムとわずかで、合計は63キロ、水揚金額は約18万円となりました。

また、1曳網当たりのしらうおの採捕量は1キロで、令和6年度漁期は、令和4、5年度から減少しました。

このような状況ですが、関係組合及び採捕従事者から聞き取りを行ったところ、しらうおの採捕は依然として少ないものの、漁業としての可能性を探るため資源調査を継続したいとの要望がありました。

県としても、漁業経営の安定のためには、九十九里地域の漁業者に貝けた網漁業以外の選択肢となる可能性を残すことが重要であり、現状どおりの調査は漁業調整上の問題もないことから、当該許可の取扱いは現行内容の許可方針により継続したいと考えております。

許可枠の考え方を御説明しますので、資料の22ページを御覧ください。表は、直近5年間の操業実績数の推移及び令和7年度の許可枠を示しています。平成9年度以降の許可枠は、過去5年間の最大操業実績数に、漁協及び支所ごとに2隻の調整枠を設ける考え方で枠を削減しており、昨年度の許可枠は44隻でした。

令和7年度の許可枠は、区域(1)が海匝漁協の本所28隻、区域(2)が海匝漁協の匝瑳支所12隻、九十九里漁協4隻の計16隻とし、全体の許可枠で44隻としたいと考えております。

次に、令和7年度の許可方針の内容について、新旧対照表により御説明します。資料の20ページを御覧ください。

改正の内容は、3の採捕の期間を令和8年1月5日から2月14日までとすること、附則の改正を行うものです。

水産課からの説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は可決・決定します。

次に、第3号議案「漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について（報告）」を上程いたします。

事務局から朗読を願います。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【篠原班長】

水産課漁業調整班の篠原と申します。第3号議案の資源管理の状況等の報告について御説明いたします。

まず、別紙になっておりますA4で右上に資料1と書かれてあります「資源管理の状況等の報告について」という資料をお手元に御用意いただければと思います。別紙になっているものです。

こちらについては、平成30年の漁業法改正でできた仕組みとなっております、一番上にあるとおり、漁業権者の責務として、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとするというのが法律に規定されました。

その下の枠になりますけれども、具体的には、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況や、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない。また、報告を受けた知事は、受けた内容について、海区委員会に対して報告をするということが定められました。

その下の矢印ですが、仮に漁業権者が適切かつ有効に活用していないと判断された場合は、県から漁業権者に対して指導・勧告を行った上で、それでも改善されない場合は、最悪の場合は漁業権の取消しというようなどころまでできるようなスキームができたという形になっております。

ですので、指導・勧告の判断材料として資源管理状況等の報告は重要であることから、海区漁業調整委員会においても検討する必要があるということになっています。

その下には、関係する漁業法と漁業法施行規則の条文を抜粋して記載しております。

それでは、本体の方の資料に戻っていただきまして、資料の24ページを御覧ください。

今回の報告につきましては、共同漁業権と定置漁業権については、令和6年1月から12月までの1年間分、区画漁業権のうち、ノリの養殖については昨年の秋からこの春まで、また、それ以外の区画漁業権は、養殖の魚種によって、時期が異なりますが、直近の報告を取りまとめたものとなっております。

24ページの中ほどにあるとおり、県に報告があった内容を確認した結果、各漁業権については、いずれも適切かつ有効に活用されているものと判断され、全体的な概要としては、そのような報告になっております。

具体的には、25ページ以降のA3の資料をもって説明させていただきますが、分量が多いので、地域ごとのトピックになるようなところを中心に御説明をさせていただきますと思います。

まず、表の各項目を御説明しますと、一番左側が漁業権者、続いて免許番号、漁業の種類、漁業の名称、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組みの主な実施状況、組合員行使権者数、行使者数の実績、操業日数、漁獲量、評価、今後の対応という記載になっております。

真ん中辺りの組合員行使権者数というのは、それぞれの漁協さんにおいて、行使規則で定めるその漁業を営める資格がある者の数を記載しております。

また、その右側の行使者数は、実際にこの年に操業した方の人数を記載しており

ます。

また、その右の操業日数は、その漁業を操業された方の平均的な日数、また、日数が難しいところは、操業期間という形で記載させていただいております。

まず、25ページと裏面の26ページについてですが、こちらは共同漁業権の市川市から大佐和までの主に東京内湾の地区になります。まず、東京湾北部地区の市川市、また、船橋市の共同漁業権につきましては、一番漁獲の中心になっているのがホンビノスガイになります。令和6年の1年間の合計の漁獲量としては約130トンとなっております。令和5年が約100トンほどだったので、前年に比べると増加しております。ただし、それ以前と比べると、漁獲量は大幅減少していますので、依然資源の心配があるところです。

次に、新木更津から富津までにつきましては、漁獲の中心になっているのがアサリとなっております。令和6年は約200トンの水揚げがありました。令和5年が約240トンでしたので、前年に比べると減少していますが、それ以前と比べると増加傾向が見られておりまして、稚貝が湧いて、漁獲までつながっているという明るい情報がございます。

また、この地区は、ツメタガイの駆除ですとか漁場の耕耘、アサリの囲い網の設置といった取組み、マコガレイや貝類の種苗放流もされていて、厳しい環境の中でも漁場の活用に努められている状況です。

なお、先ほど市川、船橋において、ホンビノスの資源に心配があるというお話をしましたが、令和7年度からは新たに操業時間の短縮にも取り組まれているというお話をお聞きしているところでございます。ただ、その取組みは7年度からの取組みになりますので、この資料には記載していないということで、その点は御了承のほどお願いいたします。

次に、資料の27ページから35ページになりますが、こちらは内房域から外房域、天羽から夷隅東部までの場所になります。このエリアは磯根漁業や刺し網、また、小型定置など漁船漁業が併せて行われている地区となっております。

まず、全体的に天羽から夷隅東部にかけての概要については、イセエビは引き続き好調な水揚げとなっております。令和6年は合計で約250トンとなっております。前年とほぼ同水準となっております。次にアワビについては合計しますと54トン、また、サザエについては合計で134トンとなっております。こちらは両方とも前年

と比べると約20%減少というような状況になっております。

それぞれの地区では、アワビやサザエの種苗放流ですとか、アワビ、イセエビの禁漁期間の設定を資源管理協定の中で行われたり、ヒラメやクルマエビの放流、また、藻場が重要な地区ですので、藻場の保全のためのスポアバックの投入、また、ウニや植食性魚類など食害生物の駆除といった取組みがそれぞれの地区で行われています。

次に35ページを御覧ください。ページの一番下のところが九十九里、次の36ページの一番上が海匠漁協の地区になりますが、ここは九十九里浜が漁場の場所となっております。一番のメインはチョウセンハマグリでありまして、九十九里と海匠の2組合の合計としては約2,000トンの水揚げがあり、昨年までの約1,600トン台からさらに増加しているということで、非常に好調な漁獲が続いている状況です。

それから、36ページの下が銚子市漁協になります。こちらのエリアについては、先ほど内房から外房でイセエビが好調だという話をさせていただきましたが、銚子でもイセエビの好漁が続いており、令和6年は約16トンぐらいで、前年よりは減少しておりますが、それ以前と比べると大幅な増加が見られております。

こちらの地区につきましては、ヒラメ、マダイ、ハマグリ of 種苗放流ですとか、刺し網の休漁日の設定を資源管理協定の中で行われたり、密漁監視を積極的に実施しております。

続いて、37ページから39ページが区画漁業権、養殖の漁業権の報告になります。まず、37ページから38ページの上段までが東京湾のノリ養殖がメインの地区の報告となりまして、ノリ養殖については、昨年の秋からこの春にかけての生産に関しては順調とお聞きしております。生産枚数については、合計で8,500万枚ということで、前年と比べ約3割増、金額についても、単価が昨年より非常に良かったということで、約22億円で、前年比で4割増となっております。こちらにつきましては、防除ネットの設置などクロダイの食害対策などをやりながら、各漁協さんが生産に努められた結果と考えられるところでございます。

続きまして、37ページの中ほどの区画の4号と一番下の区画の11号になりますが、こちらは令和5年の漁業権の一斉切替で新たに追加されたカキの垂下式養殖の報告となりまして、牛込の地区が670キロ、新富津が22トンということで、牛込については前年の約2倍、新富津は約2割増ということで、夏場の高水温による死亡の発生への対応など課題はあるとお聞きしていますが、生産は増加している状況です。

続きまして、38ページの保田から39ページの新勝浦市までのエリアになりますが、この辺りは魚類の養殖が勝山の第16、17号、また、富浦の21号で行われております。

また、ワカメのはえ縄式養殖が各地区で営まれておりますが、保田の13号にもありますように、水温上昇の影響で以前のような生産がなかなか難しくなっているとの御報告をいただいているところでございます。

また、富浦の第21号の魚類養殖については、令和6年から民間企業と連携し、マアジとカイワリの交雑種を養殖するという新しい取組みを行っておりまして、令和6年の生産量は試験的な販売のみで僅かではあります、今後生産の拡大を目指しているとお聞きしているところでございます。

続きまして、最後の40ページを御覧ください。こちらは定置漁業権となりまして、天羽から鴨川までの地区となりまして、水揚げとしては全体で約7,000トンと前年とほぼ同水準となっております。

資源管理に係る取組みに関しては、資源管理協定に基づきまして、休漁期間の設定ですとかクロマグロの再放流を行っているということでございます。

このような形で、共同、区画、定置と全ての漁業権について報告がありまして、いろいろと難しい海洋環境や操業条件がある中で、各地区で漁場の活用に向けて取り組まれているという結果でございましたので、県としては、いずれも適切かつ有効に活用されているということで報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

#### 【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了したいと思います。

なお、この議案は報告ですので、採決は行いません。

次に、(3)の「その他」ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、会議次第、第5のその他を終了し、会議次第、第6の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第6回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時13分 閉会